

## ODA改革に向けた提言

NGO41団体および63個人が連名

5月14日 外務省に提出

国際環境NGO FoE Japan／メコン・ウォッチ  
満田 夏花(みつた・かんな) 1

## 9カ国15案件のレビューを実施

1. ヤダナ及びイエタグン天然ガス田開発／ビルマ(ミャンマー)、日本の公的融資および出資案件
2. バルーチャウン水力発電所／ビルマ(ミャンマー)、二国間ODA案件
3. ボホール灌漑事業／フィリピン、二国間ODA案件
4. 北ネグロスの地熱発電事業／フィリピン、二国間ODA案件
5. サンロケ多目的ダムプロジェクト／フィリピン、日本の公的融資案件
6. ククレ水力発電事業／スリランカ、二国間ODA案件
7. アッパーコトマレ水力発電所建設事業／スリランカ、二国間ODA案件
8. アーヴォン水力発電所建設事業／ベトナム、非ODA案件
9. メコン流域セサン川開発／ベトナム・カンボジア、ADB支援案件
10. ナムルック水力発電事業／ラオス、二国間ODA案件
11. トウンヒンブン水力発電事業／ラオス、ADB融資案件
12. ナムルック水力発電事業・ラオス、二国間ODA案件
13. ビリビリ多目的ダム建設事業／インドネシア、二国間ODA案件
14. パハン・スランゴール導水事業／マレーシア、二国間ODA案件
15. タナ川デルタ灌漑事業及びタナ河流域道路整備事業／ケニア、二国間ODA案件

### ① 予算配分を、大規模インフラから人間の安全保障分野へ

- 現在までのODAは、結果的に、日本の高度経済成長モデルを東アジア地域に輸出した。現在、その成長モデルを、中国、タイ、ベトナム等が、さらに他の国々に輸出している状況。
  - この高度経済成長モデルは、エネルギー、物質多消費型であり、現在、環境、水、土地、資源の制約から、限界が見え始めている。
- 予算配分を、大規模経済インフラから、保健医療、教育、格差解消などの人間の安全保障分野にシフトさせる。
- ある程度以上の経済発展を達成した国、少なくとも中進国に対しては、経済インフラ支援は行わない。<sup>3</sup>

### ② 効果的な案件に集中するための体制～除外リストの設定を

- ODA予算には上限がある。ODA資金を効果的な案件に集中させていく必要がある。
- 問題案件は、日本にとっても相手国の住民にとっても、財政的・社会的なコストを生み出す。
- 質の高いODA案件を実施するためには、1事業あたり、案件形成段階や監理にある程度のコストをかけるべきである。投入可能な人件費に上限がある中、必然的に、案件を絞り込んでいく必要がある。

→ リスクが高く、または無駄となりがちなODA案件を、事前に除外する。

## ②除外リスト ～過去案件のレビューをもとに抽出

【事業実施国・機関に由来する除外リスト】

- 軍事費が極端に多い国における事業
- 軍の関与がなければ事業の実施が困難な事業
- 過去、同じ実施主体が行った案件で環境社会配慮問題が解決していない場合

【事業の性格に由来する除外リスト】

- 熱帯モンスーン地域における大貯水池事業
- 分水嶺をまたいだ水の移動(=他水系への放流)を伴う大規模な水力発電事業
- 同一の河川を利用して複数のダムを建設する計画で、先行するダムの効果が確認できない場合
- 代替地の確保が難しい地域における大規模住民移転事業
- 保護地域指定を撤回して実施する事業
- 環境影響が国境を超える可能性のある河川でのダム開発事業

5

## 除外リスト Q&A

- こうした過去案件からの教訓を、審査に反映すればよいのでは？
  - 過去にさまざまな問題ODAの指摘があったが、現実には審査には反映されていない
  - 財政的・人力的な制約を考えた時、案件形成、準備、審査、監理に投入可能な資源は限られている
- 外交的観点からの柔軟な運用ができなくなる？
  - 外交的な観点から断りづらいが、明らかにリスクの高い案件を断る根拠となる
  - 外交的観点からどうしても支援をするのであれば、リスク回避のための措置と説明を行う仕組みも可能？

6

## ③審査・事前評価及び事後評価体制～独立評価局の設置を

- 現在の審査／事前評価、事後評価は批判的観点からの省察が不十分で、問題点が看過されがちである。
- 既存事業の事後評価が実質的には新規案件の審査にフィードバックされていない。
- 開発ニーズが過大に評価され、不必要な事業が実施されることもある。妥当性に関する評価が十分に行われていなかったり、負の影響が生じているのに、それが見過ごされていたりするケースが少なからず見られる。

→JICAの他部局から独立し、独自の調査機能、権限、人事権を有した、「独立評価局」を設置する。

7

## ④無償資金協力の趣旨の明確化を

- 無償資金協力の全体額についての制約がある中、大規模インフラに無償資金協力を費やすべきではない。

→大規模な経済インフラ案件に無償資金協力を供与すべきではない。

8